

御嵩町低所得世帯支援給付金 支給に関するお知らせ

御嵩町では、物価高騰の影響を顕著に受ける低所得世帯の方々を対象に、「御嵩町低所得世帯支援給付金事業」を実施します。

このお知らせは令和 6 年度における世帯の課税状況が御嵩町で把握できていない世帯の世帯主様へご案内しております。**課税状況が下記条件に該当する場合**は給付金の対象となる可能性がありますので、ご確認の上、必要書類の提出をお願いします。

○給付対象となる世帯の条件

基準日(令和 6 年 12 月 13 日)において、御嵩町の住民基本台帳に登録されており、世帯全員の令和 6 年度住民税が非課税である世帯

※下記に該当する場合は支給の対象外

- ・住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯
- ・世帯全員が専従者である世帯
- ・租税条約による住民税免除の摘要の届出をしている方を含む世帯
- ・令和 6 年 1 月 2 日以降に、日本国外から入国した者を世帯主とする世帯

○給付額

1 世帯あたり 3 万円

基準日時点で 18 歳以下の子ども※が世帯に含まれる場合、人数に応じた加算があります。

※平成 18 年 4 月 2 日以降に出生した者

○必要な手続き

パターン 1: 令和 6 年 1 月 1 日時点で御嵩町に住民票があり、住民税未申告者が含まれる世帯

御嵩町役場 税務課にて未申告者全員分の住民税申告を行っていただいた後、課税証明書を発行し、世帯の課税状況をご確認ください。

パターン 2: 令和 6 年 1 月 1 日時点で御嵩町以外の市区町村に住民票がある者が含まれる世帯

令和 6 年 1 月 1 日時点で住民票がある市区町村で該当者全員分の課税証明書を発行し、課税状況をご確認ください。

課税状況が給付対象に該当すると確認できたら・・・

裏面に記載した「**必要書類**」を持って、御嵩町役場 福祉子ども課へお越しください。窓口にて申請書を記入していただきます。

手続きには時間がかかる場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

裏面も必ずご確認ください。

○必要書類

- ・ 令和 6 年度の課税証明書

表面のパターン 1、2 に当てはまる、課税状況が不明である方全員分の課税状況が分かるもの

- ・ 本人確認書類

運転免許証やマイナンバーカード(表面)、パスポートなど官公庁が発行したものの写し
(世帯主以外の代理人が申請する場合、代理人の本人確認書類も必要となります。)

- ・ 振込先口座情報

通帳など、口座名義人(世帯主)、金融機関名、カナ氏名、口座番号が分かる箇所の写し

書類に不足がある場合は申請書を受理することができません。

○受付期限

令和 7 年 6 月 30 日(月) 17:15 まで

○お問合せ先

御嵩町役場 電話：0574-67-2111 開庁日時：平日 8:30～17:15 (年末年始を除く)

1：申請方法に関するお問合せ・・・福祉子ども課 社会福祉係(内線:2123、2124)

2：ご自身の課税状況等に関するお問合せ・・・税務課 課税係(内線:2154)